



介護保険料のお知らせ

☎ 困高高齢者支援課介護保険係 (☎内線1186)

令和7年度税制改正で個人住民税に係る給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定では、引き上げ前の算定方法となります(合計所得金額が前年度と変わらなければ令和7年度と同額の保険料)。

介護の保険料の算定で第1・2・4・5段階の基準については、老齢基礎年金(満額)の支給額相当の金額を踏まえ設定されています。令和7年度は令和6年度の年金額改定を踏まえ、年金収入等80万9千円を基準として設定されていましたが、令和7年度の年金額改定で令和7年中の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円になったことで、令和8年度は年金収入826,500円を基準として設定されます。変更後の所得段階は表のとおりです。

■65歳以上の介護保険料

(令和8年度)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円 以下の人	基準額×0.285 22,300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円 超120万円以下の人	基準額×0.485 37,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.685 53,500円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円 以下の人	基準額×0.90 70,200円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65万円 超の人	基準額 78,000円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20 93,600円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 101,400円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 117,000円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70 132,600円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.80 140,400円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.00 156,000円
第12段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.10 163,800円
第13段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.20 171,600円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません

※所得金額とは、前年中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した額(給与が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額)を用います

☎ 応募・申込方法
📅 日程
🕒 時間
📅 期間
📍 会場・場所
☎ 問合せ先
☎ 対象・資格
📧 電子メール
📄 内容
📄 定員
📄 料金・費用
📄 持ち参物
📄 他